

市が主催するイベント等及び公共施設の利用に関する当面の方針

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の解除による国の「基本的対処方針」及び「静岡県実施方針」の改定において、今後、「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、外出の自粛要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることの方向性が示され、6月19日以降は、イベント開催制限を段階的に緩和することとしている。

このことを踏まえ、市主催のイベント等及び公共施設の利用については、当分の間、以下の方針により対応する。

なお、この方針は、新型コロナウイルス感染症の今後の状況等を見ながら適宜見直すこととする。

- 1 市主催のイベント等のうち、全国的かつ大規模なものについては、リスクへの対応が整わない場合は、原則中止又は延期し、緊急度の高いものについても規模の縮小等を検討するものとする。その他のものについては、感染防止策を検討した上で、開催の可否を判断すること。
- 2 高齢者、基礎疾患のある者、妊婦等、感染した場合に重症化する可能性がある者やそれらの者と接する機会が多い者が多数参加するイベント等については、特に留意すること。
- 3 イベント等の実施については、適切な感染防止策を講じた上で静岡県実施方針に準じ、段階的に規模要件（人数上限）を緩和していくものとする。
なお、実施に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベント等の開催中や前後における参加者等の行動管理等、基本的な感染防止策を講じるとともに参加者の連絡先等を把握しておくこと。
- 4 市が共催するイベント等についても、共催団体と丁寧に調整の上、市が主催するイベント等に準じて対応すること。実施する場合は、上記3を周知徹底すること。
- 5 市の公共施設については、施設ごとのガイドラインに基づく適切な感染防止策を講ずるとともに、貸出にあつては上記3に準じた措置を講ずるものとする。